

## 【ポスター発表】

## 社会的養護の狭間にいる若者の自立支援

○ 文京学院大学 氏名 森 和子 (004390)

キーワード：社会的養護、若者、自立

## 1. 研究目的

児童福祉法では保護者がいない、または何らかの理由で保護者が監護できない社会的養護が必要な18歳までの児童の福祉は保障され、そこには自立の支援も含められている。しかし現実には、家庭に戻れる児童は少なく、義務教育を終えると就労・自立も可能とされ、結果的に入所児童の義務教育終了を境に自己責任が大きく問われ、高校に進学できない児童、進学しても中退する児童、施設生活に順応できない児童に対しては、18歳に満たなくても社会的自立を強いる施設が珍しくはないという。本論文では、社会的養護を保証しなければならない年齢でありながら家族の援助もなく、学業から離れてしまうことで支援から切り離される若者の実態を明らかにするとともに、日本で先鞭をきって、これらの若者に対して支援を行っている公的児童福祉施設と、自立援助ホームの取り組みを取り上げ、自立に向けての有効な支援のあり方を検討したい。

## 2. 研究の視点および方法

本調査では施設の開設しているホームページ、施設が発行している資料と下記にあげた3箇所の施設訪問による直接面接インタビュー調査により集めた情報を対象とした。

①2013年8月27日にAサポートセンターを訪問し、センター長と課長からインタビュー調査ならびに施設見学を行った。②2013年9月10日にC自立支援ホームを訪問し、ホーム長からのインタビュー調査ならびに施設見学を行った。③2013年9月17日にCホームと同じ運営母体であるB社会福祉法人の児童養護施設等退所者のDアフターケア相談所を訪問し、所長からのインタビュー調査ならびに施設見学を行った。

本研究では、先行研究から自立に向けての重要なポイントである、①安定して継続的な人的養育環境、②雇用に向ける教育、③相談支援体制を分析枠組みとする。主な質問項目は、1.施設の概要、2.施設設立の経過、3.施設での特徴、(1)環境設定(2)生活の流れ(3)支援の方法(4)職員構成等である。

## 3. 倫理的配慮

研究目的、方法などを調査協力者に説明した上で、同意を得た。調査に関しては、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守して行った。インタビュー調査は、調査対象者・地域・団体等の匿名性を守り、質問の文言には、対象者の人権やプライバシーの保護を配慮して行った。

## 4. 研究結果

①施設職員の勤務体制：Aサポートセンターは一日の生活や職員の異動という点では職員

の継続性には限界があるが、直接処遇の職員に保育職のみならず心理職の職員も投入されていることで心理的な専門性をもった職員の視点も入所者との生活の中に取り入れる工夫がされていた。Cホームは、退職しない限りは継続的な関係が持てるが、職員が結婚したり子どもが生まれたりした時に夜勤の仕事が難しくなる。D相談所の所長は出産を機に夜勤ができなくなったが、D相談所は日中勤務でも働けるということが開設の理由であった。

②アフターケアと居場所の確保：Aサポートセンターのように職場を訪問したり、面接を実施するようシステムとして組み込んでいた。また、C自立支援ホームのように退所して終了ではなく、むしろ終了でなく始まりであることを見越して措置を切らないことにより見守りの姿勢があった。Dアフターケア相談所では、24時間体制で電話やメールでの相談を受け付けている。また、退所者サロンを開催し、参加者のいろいろな思いを自由に話し合い、夕食を食べて帰る。相談して良かったと思えるようなサポートをしたいという。

③自立に向けての支援：Aサポートセンターでは、自治体の大きな組織であることを生かし、学習支援には教育委員会から指導主事が配置され、職業支援には、商工労働部の職員が配置されることにより、その分野の専門家による教育や情報提供を受けることができる。C自立援助ホームでは、高卒認定資格を取りたい人たちはDアフターケア相談所で行われる学習会を利用するよう紹介している。Dアフターケア相談所では、毎週高卒資格認定取得学習会を行い、学習だけでなく、共に食事をしながら会話をするという家族のような時間と場を提供していた。

## 5. 考察

以上の結果から、3点の考察が導き出された。

①職員のライフコースに合わせた継続的な働き方と入所者との治療的關係性の構築の必要性があげられる。相談や問題にはチームで受けとめて対処していくチームアプローチの視点から、個人で抱え込まずに職員がチームとなって問題を共有し、必要に応じて専門家や外部の支援も受けることも重要な点であることが示された。②雇用にむけての教育支援と精神的支援の有効性が示された。年長児のリービングケアとアフターケアを担う自立支援コーディネーターの常勤配置が始まった。学習会を通して個人が大切にされ、前向きに生きていけるような精神的な支援も同時に行う必要性があることが推察された。③相談援助の実践とそれを支える長期的支援と寄り添いの重要性があげられる。社会的養護に携わる職員には、自らが関わった若者を尊重しありのままを受け入れ、長期的にわたって自立のプロセスを見守っていく姿勢が求められていることが示唆された。

社会的養護をでた若者の多くが頼れる家族を失っているケースが少なくない。虐待によるトラウマを抱えた児童や若者に対しては、前向きな親役割モデルと治療的支援サービスのある安全で恒常的な生活環境が提供されることが必要である。家庭のように長期的に辛抱強くありのままの自分を見守ってくれる人（職員）のいる居場所の中で、はじめて自立に向けて生き直すことができるのではないかと考える。